

07.33

大学等技術移転促進法の規定による手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同法13条第1項の試験研究独立行政法人技術移転事業注1を行うときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（大学等技術移転促進法13条3項及び4項、大学等技術移転促進法施行令12条、同施行令14条）注2。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書注3は、「表」の右欄に掲げるものである（大学等技術移転促進法施行令11条、13条）。

「表」

要 件	証 明 書
ア. 認定事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること イ. 認定事業者が試験研究独立行政法人技術移転事業を実施していること	試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

（新規平成25・6）

注1 試験研究独立行政法人技術移転事業の対象となるのは、大学等技術移転促進法施行令第10条に規定する独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果であり、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、当該試験研究独立行政法人から認定事業者が譲渡を受けている場合である。

注2 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（認定事業者に限る。）が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項並びに第13条第2項及び第3項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条2項）。

注3 出願中の手続において、既に上記の実施に係るものであることを証明する書面を提

出している場合は、軽減申請書にその旨が記載してあれば証明書の提出の省略を認める。